

賛助会員における内規

公益社団法人石川県作業療法士会

(賛助会員の特典)

第1条 賛助会員である法人は、次の特典を受けることができる。

- (1) 作業療法士の資格を有する会員は、正会員と同等の特典を受けることができる。
- (2) 本会が、主催する学会で展示空間を作業療法士の資格を有しないA会員は、1コマ無償で利用することができる。但し、設営にかかわる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- (3) 本会が発行する会員名簿に、所在地、電話番号の他を無料で掲載する。
- (4) 本会が発行する機関誌・紙、冊子、パンフレット等に、広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受けることができる。
 - A会員 5割引
 - B会員 3割引
 - C会員 1割引
- (5) 作業療法に関する設備、機器の開発、改良、情報収集を行なう場合には、本会からの指導、助言を受けることができる。

(募金の制限)

第2条 本会が主催する学会・研修会に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。